

保安林予定森林告示附属明細書

(令和8年10月6日付け兵庫県告示第1052号附属)

- 1 保安林予定森林の所在場所
朝来市和田山町法興寺字ウヘ地254
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。
 - (2) 立木の伐採の限度
 - ア 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合をいい、その割合が10分の3を超えるときは、10分の3とする。）を乗じた材積とする。
ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあつては、次に掲げる森林ごとにそれぞれ次に掲げる率を乗じた材積とする。
字ウヘ地254 所在の森林100分の30
 - イ 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。

保安林指定調査地図

森林の所在場所：兵庫県朝来市和田山町法興寺字ウヘ地254

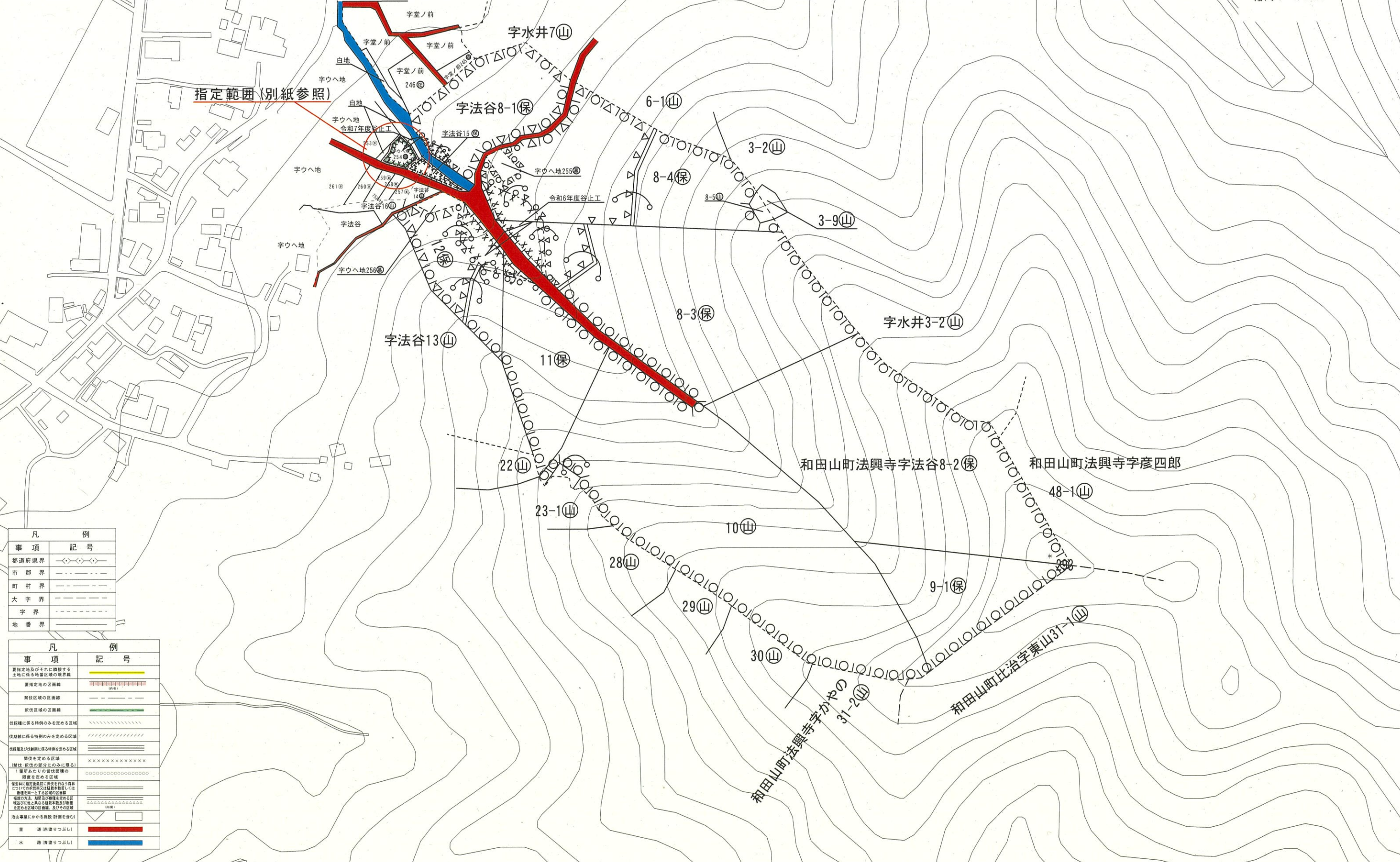
(注) 隣接する法谷8-1ほか8筆は、令和8年2月24日保安林指定済

縮尺：1/2000

指定範囲(別紙参照)

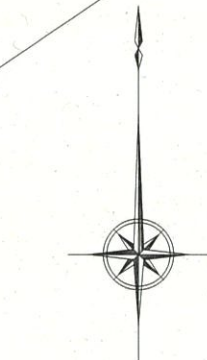
凡	例
事項	記号
都道府県界	—◇—◇—◇—◇—
市郡界	—●—●—●—●—
町村界	—○—○—○—○—
大字界	—△—△—△—△—
字界	—□—□—□—□—
地番界	—

凡	例
事項	記号
調査地及びそれに隣接する土地に係る地番区域の境界線	—
調査地の区画線	—
禁伐区域の区画線	—
択伐区域の区画線	—
伐採後に係る特別のみを定める区域	—
伐採後に係る特別のみを定める区域	—
伐採後及び伐採後に係る特別を定める区域	—
禁伐を定める区域 (禁伐、択伐の区分にのみ適用)	—
1筆所あたりの禁伐面積の 限度を定める区域	—
保安林に指定後最初に伐採を行なう森林 について、所収率又は伐採率を定める 制度を統一とする区域の区画線	—
伐採の方法、時期及び制度を定める区 域及び伐採率又は伐採率を定める区域 を定める区域の区画線、及びその区域	—
治山事業にかかる施設(計画を含む)	—
道(新築りつよし)	—
水(新築りつよし)	—



保安林指定調査地図

森林の所在場所：兵庫県朝来市和田山町法興寺字ウヘ地254



縮尺： 1 / 250

和田山町法興寺字ウヘ地

凡	例
事 項	記 号
都道府県界	—◇—◇—◇—◇—◇—◇—
市 郡 界	-----
町 村 界	-----
大 字 界	-----
字 界	-----
地 番 界	-----

凡	例
事 項	記 号
要指定地及びそれに隣接する土地に係る地番区域の境界線	
要指定地の区画線	
禁伐区域の区画線	-----
択伐区域の区画線	
伐採種に係る特例のみを定める区域	
伐期齢に係る特例のみを定める区域	
伐採種及び伐期齢に係る特例を定める区域	
間伐を定める区域 (禁伐・択伐の部分にのみに限る)	××××××××××××××
1箇所あたりの皆伐面積の 限度を定める区域	○○○○○○○○○○○○○○○○
保安林に指定後最初に択伐を行なう森林 についての択伐率又は植栽本数若しくは 樹種を同一とする区域の区画線	
植栽の方法、期間及び樹種を定める区 域並びに他と異なる植栽本数及び樹種 を定める区域の区画線、及びその区域	
治山事業にかかる施設(計画を含む)	
里 道(赤塗りつぶし)	
水 路(青塗りつぶし)	

